



令和3年3月29日 立川市広報課

送付文書 計 1枚

報道機関 各位

## 緊急医療救護所の設置に関する協定について

市内の救急告知病院と市は、災害時における緊急医療救護所の設置に関する協定を4月1日に締結します。

今回の協定により、発災後72時間までは市内5か所の病院門前で、緊急医療救護所を設置し、迅速に負傷病者等の治療にあたります。

市は立川市三師会災害対策本部（医師会・歯科医師会・薬剤師会）の協力を得て、緊急医療救護所の設置運営を行ってまいります。

### 協定締結先

- 独立行政法人国立病院機構 災害医療センター
- 国家公務員共済組合連合会 立川病院
- 社会医療法人財団 健生会 立川相互病院
- 医療法人財団 川野病院
- 医療法人財団 立川中央病院

なお、コロナ禍の状況を踏まえ、調印式は実施いたしません。

---

### 【問い合わせ】

立川市福祉保健部健康推進課長 担当：鈴木真理

Tel.042-527-3632